

会 議 録

1 会議名

平成 31 年度 上越市入札監視委員会 第 1 回会議

2 議題（公開・非公開の別）

【開会】（公開）

【委嘱状交付】（公開）

【挨拶】（公開）

【委員自己紹介】（公開）

【委員長、副委員長選任】（公開）

【挨拶】（公開）

【入札・契約制度の概要】（公開）

【報告】（公開）

(1) 発注状況について（市発注）

（ガス水道局発注）

(2) 指名停止措置状況について

【審議】（公開）

(1) 抽出案件の審議について

3 開催日時

平成 31 年 4 月 26 日（金）午後 1 時 30 分から午後 3 時 45 分まで

4 開催場所

上越市ガス水道局 4 階 402 会議室

5 傍聴人の数

0 人

6 非公開の理由

なし

7 出席した者（傍聴人を除く。）氏名（敬称略）

・ 委 員：今本啓介、宮崎貴博、足利昌子、竹内直子、大丸明宏、上原みゆき

・ 事務局

上 越 市：笹川財務部長、平野契約検査課長、鋤柄副課長、歌川係長、西條係長、
木村主任

ガス水道局：新部総務課副課長、城川係長、池田主任

（審議案件担当課等）

営繕室：岡副室長、渡辺主任、坂下主任、大山主任、江口技師、手塚技師

教育総務課：前角副課長

スポーツ推進課：石澤参事、新保主任

保育課：山岸係長、風間主任

地域医療推進室：荻谷係長、中島主任

建築住宅課：今井副課長、高橋主任

ガス水道局浄水センター：塚田係長

8 発言の内容

【開会】

平野課長： 只今から、上越市入札監視委員会平成 31 年度第 1 回会議を開会します。私は、本日の進行をさせていただきます、本年度から契約検査課長を拝命しました平野と申します。どうぞよろしく申し上げます。

上越市では市政への理解と信頼を深め、開かれた市政を一層推進するために、審議会等の会議を原則として公開し、市民の皆様から傍聴していただけるようにしていますので、あらかじめご了解ください。始めに、委員の委嘱状を交付いたします。

【委嘱状の交付】

(足利委員から 50 音順に交付)

【挨拶】

平野課長： それでは、財務部長の笹川がご挨拶を申し上げます。

笹川部長： 私は今年度から財務部長を務めさせていただいております笹川と申します。今後ともよろしく申し上げます。本日はご多用のところ、平成 31 年度第 1 回の会議にご出席いただきまして誠に感謝申し上げます。

今ほど、私から委員の皆様には市長に代わり、委嘱状をお渡しさせていただきました。

今回、委員の改選に当たり、足利様、今本様、竹内様、宮崎様におかれましては有識者として委員に就任いただくことを快諾いただき、感謝申し上げます。また、公募委員として就任していただくことになりました上原様、大丸様におかれましては、重ねて感謝申し上げます。

これから入札監視委員会の制度や、当市の入札・契約の制度についてご説明させていただきますが、当市の入札監視委員会は、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律に基づき、有識者又は市民という第三者の視点から、入札や契約制度が適正に実施されているかどうかをチェックする機関として設けているものです。

最初に委員会を設けたのが平成 15 年です。新潟県内では当市が最初に設置し、16 年が経過しています。

この 16 年間の間に、今まで委員としてご指名いただいた皆様から様々なご提言、あるいはご意見をいただき、その積み重ねが当市の入札契約制度の客観性、公平性の向上につながっているものと考えております。

また、上越市では行政改革を進めておりますが、入札契約制度については透明性や客観性、公平性の向上、あるいは工事そのものの品質の確保・向上に向け、制限付き一般競争入札における対象の拡大や、また、入札時における工事費内訳書の提出義務化などの取組を進めてきたところです。

今年度は巷でもよく言われておりますが、働き方改革ということと、合わせて、品質の確保に向けた取り組みの一つとして、週休2日を取りやすい環境を作ろうということで、週休2日取得モデル工事を試行として実施することにしていきます。委員の皆様におかれましては、具体的な発注案件についてご審議いただく予定になっていきますけれども、それぞれの専門的知見、あるいは市民の目線から忌憚のないご意見・ご助言をいただきますようお願い申し上げます、簡単ではありますが私からのご挨拶とさせていただきます。本日はよろしく申し上げます。

【委員自己紹介】

(足利委員から50音順で自己紹介)

【委員長、副委員長選任】

平野課長： 次に委員長及び副委員長の選任に移らせていただきます。上越市入札監視委員会設置要綱第6条第2項において、「委員の互選」によって委員長、副委員長を選任することになっています。皆様いかがですか。

委員： (事務局一任の声あり)

平野課長： それでは事務局から腹案をお示ししてよろしいですか。

事務局としましては、これまで2期に渡り委員長を務めていただきました今本啓介様に引き続き委員長をお願いできればと考えています。

また、副委員長については、これまで副委員長を務めていただきました足利昌子様から引き受けていただければと考えていますが、いかがですか。

全委員： (異論なし)

平野課長： ありがとうございます。皆様異論が無いようです。今本様から委員長を、足利様から副委員長をお受けいただきたいと思っております。今本様、足利様よろしいですか。それではお二人には前の席に移動していただき、就任のご挨拶をお願いします。他の委員の皆様も席の移動をお願いします。

【挨拶（委員長、副委員長）】

(今本委員長、足利副委員長から挨拶)

【入札・契約制度の概要】

(1) 上越市入札監視委員会の概要

平野課長： (資料1に基づき入札監視委員会の概要を説明)

(2) 上越市契約制度の概要

平野課長：（資料 2 に基づき契約制度の概要を説明）

(3) 平成 31 年度の入札・契約制度について

平野課長：（資料 3 に基づき入札・契約制度について説明）

(4) 上越市財務規則【抜粋】

平野課長：（資料 4 に基づき説明）

【報告】

(1) 発注状況について（市発注）

（ガス水道局発注）

平野課長： 資料 5-1 に基づき説明

新部副課長： 資料 5-2 に基づき説明

今本委員長： 只今の報告に対し、ご意見やご質問がありましたらお願いします。

全委員：（意見なし）

(2) 指名停止措置状況の報告

平野課長： 資料 6 に基づき説明

今本委員長： ありがとうございます。只今の説明について、何かありましたらお願いします。

大丸委員： いくつか質問がありますが、事故の原因はどのようなものですか。例えば鉄板の敷き方が悪かったとか、もしくは重機の運転が悪かったなど、色々あるかと思うのですが、いかがでしょうか。

鋤柄副課長： 原因については、大丸委員がおっしゃった鉄板の敷き方が悪いという点と、重機の運転を誤ったという 2 点があり、その両方が重なって今回の事故に結びついたということになります。

大丸委員： それを踏まえての話なのですが、例えば物損事故など軽微な違反であれば、指名停止期間は妥当だと思うのですが、これは人身事故で非常に重大な事故なのですが、たったの 2 か月の指名停止で良いのですか。

重大な事故事案や違反を反復するような業者に対して、根本的な問題点をきちんと追及し再発防止策を実行させて、市としてその有効性を審査又は監督するべきだと思います。再発防止策については労働基準監督署が入っているのかもしれませんが、そうであったとしても、上越市として再発防止策が本当に有効である、同じような死亡事故は起きない、ということが確認できない限りは、期間を問わず指名停止にすべきだと思うのですが、いかがですか。

鋤柄副課長： 指名停止措置の期間ですが、当市としては指名停止措置要領に基づき、今回のような事故があった場合、2 週間から 4 か月の間で指名停止措置を行うことになっています。

今回は 2 か月の指名停止期間とした訳ですが、過去に同じような事例が

あり、重機により1名の方が亡くなっています。その時にも指名停止期間を2か月としており、今回についても同様に2か月の期間としたものです。

再発防止に向けた取組についてですが、当然、労働基準監督署からもこのような事故の場合は再発防止に向けた取組に関する指示があります。実際、事故を起こした(株)米持建設は労働基準監督署の指示を受け、きちんと対応を図ることとして、必要な書類の提出も行っています。市としても、その書類に沿ってきちんと安全対策が措置されているか確認した上で、引き続き工事をお願いしています。

大丸委員： 前後関係として、2か月という指名停止期間が先にあって、その間に対応策ができていれば良いのですが、そうではなくて、2か月经って再発防止策ができていないにも関わらず、指名停止期間の終了が先に来てしまうのは問題ではないのかと思います。

平野課長： 再発防止策としましては、このような事故が起きた場合は、まず、口頭で我々に報告があります。その後、書面として事故報告を出していただきます。その際には、事故の原因、それから何が悪くて今後どうしていくという再発防止策を、事故を起こした方から示していただく中で、それをまた担当が吟味します。

良いのか、悪いのか、こういうところがまだ足りないのではないかと、といったこともあろうかと思いますが、そういうやり取りを行った上で、再発防止策を含めた事故報告を受けています。

時間的なズレも多少あるかとも思いますが、事故報告の書類を受けてから指名停止の措置を行いますので、委員ご指摘のような、指名停止期間中に再発防止策を考えているということはありません。

大丸委員： 再発防止策が出来たところで、もう事故は起こりませんね、ということでは指名停止なりの措置を行うのが普通だと思います。そういうことではなくて、2か月经ったら再発防止策ができてできなくても、指名停止が終わってしまうということであれば問題だと思うのです。これからも研究していかなければいけないと思います。

今本委員長： 再発防止策と市に提出する書類は違うのですか。

平野課長： 事故後に、再発防止策を含む事故報告を受け、指名停止措置を行います。今回の場合、それで終わりという訳ではないのですが、その再発防止策について確認した上で、指名停止の措置を行っています。

今本委員長： 今回の場合は、6月に事故が起こって、12月までの間にそれが行われているという解釈で良いですか。

平野課長： はい。事故発生後に、再発防止策の報告を受けています。

今本委員長： 他に、何かありましたらお願いします。

全委員： (意見なし)

【審議】

(1) 抽出案件の審議について

今本委員長： 審議については、あらかじめ足利副委員長に抽出していただいた案件に関して、審議したいと思います。

平野課長： 抽出案件の審議の進め方について、ご説明します。

これまでの審議の方法については冒頭ご説明しましたとおりですが、お一人の委員から事前に 10 件の案件を抽出していただいています。

一定期間に発注した全ての工事・委託・物品の資料を事務局で用意し、抽出担当の委員にそれをお送りし、その中から 10 件程度抽出していただいています。

委員からはその案件を選んだことに対して、1 件ごとに抽出理由をお聞きした後、事務局で案件の概要等の説明を行った上で、質疑応答に入るといった形で行っていました。

なお、これまでも個別の案件ごとに担当部局の担当者が同席し、必要に応じて事業の概要や発注に至った経緯などについて、ご説明する手法を採用しています。今後の委員会についても同様に進めたいと考えていますが、よろしいですか。

今本委員長： 今回は空調関係の案件が多いようですが、対象の案件をまとめて説明するという点でよろしいですか。

鋤柄副課長： 関連するNo.1 からNo.5 まで、まとめて説明します。

今本委員長： それではお願いします。小学校等の空調設備の案件が続きますので、まとめて説明をお願いします。

鋤柄副課長： No.1 からNo.5 を説明します。No.1 からNo.5 までは小中学校の空調設備工事であり、全て関連する工事となりますので、最初にこれらの工事における全体の背景をご説明した上で、個々の案件について説明します。

小中学校等の空調設備設置工事は、夏の暑さ対策の一環として、国の交付金を受けて行うもので、現在、県内外の各地の小中学校において実施されているところで、当市では市立小中学校及び幼稚園の全ての普通教室及び特別支援学級などへの空調設備の設置を計画しています。

学校数が相当数となることから、まず、都市ガス供給地域にある学校は空調設備の熱源を都市ガスとする GHP 方式とし、それ以外の地域は熱源を電気とする EHP 方式としています。発注工種については、空調工事は建設業法で定める工種区分では「管工事」に分類されますが、今回の工事を管業者だけで施工するには工事量が多いこともあり、工事の内容によっては電気業者が請け負うことが認められていることから、GHP 方式を「管工事」、EHP 方式を「電気工事」としました。

次に発注区分ですが、通常は 1 校ごとに発注をしていますが、今回は市内全域にわたる工事となるため中学校区をベースに 22 案件に整理し、発

注することとしました。

また、今回の入札では、工事内容や参加資格要件が同じ複数の案件を同時に発注するため、一部の業者に工事が集中すると、限られた工期内の工事完了が困難になることが懸念されることから、業者の受注機会の均等を図り、一度落札した業者が次の入札に参加できない1 抜け方式による入札を採用することとしました。

資料7の最後に別紙を添付していますので、ご覧ください。上段に1 抜け方式による入札について記載しています。1 抜け方式による入札とは、工事内容や資格要件が同様の複数案件を同日に入札執行する場合、あらかじめ対象工事を決め、その中で開札順を決めておき、順次、落札者を決定していく方法ですが、その際、1つの工事について落札者となった場合は、以降の入札は辞退扱いとする入札のことを指します。以下に、1 抜け方式対象工事の一覧表を記載してあります。

上段の表の場合、開札順に入札を行い、直江津小学校他2校普通教室空調設備設置工事の落札者となった場合は、黒田小学校他3校や富岡小学校他2校など、以降の工事の落札者にはなれません。

資料には3つの一覧表が掲載されていますが、網掛けしてある工事が、今回の抽出案件です。一番上の対象工事では、工種が「管工事」であり、No.1の富岡小学校他の工事とNo.2の直江津小学校他の工事が同じグループになっています。

次の対象工事では、上のグループと同様「管工事」ですが、上のグループとは別のグループとなり、このグループにはNo.3の春日新田小学校他工事とNo.4の大湊町小学校他工事が同じグループになっています。最後の対象工事では、工種が「電気工事」でNo.5の諏訪小学校他工事が対象工事となっています。工事全体の概要は以上となります。

個別の案件について説明しますが、No.1からNo.4は、同じ「管工事」であり、また、抽出していただいた理由がいずれも「落札率が低い」という理由であることから、入札結果の考察については、まとめて説明を行い、その後、工種が「電気工事」のNo.5の諏訪小学校他2校の工事について説明します。

《No.1 富岡小学校他2校普通教室空調設備設置工事》

鋤柄副課長： それでは1件目の案件「富岡小学校他2校普通教室空調設備設置工事」です。

工事場所は、大字富岡他地内、具体的には、富岡小学校、稲田小学校、戸野目小学校の3校になります。工期は平成31年2月7日から平成31年7月21日までの165日間です。

工事の概要ですが、熱源方式がGHP方式の空調設備を各校合わせて31室

に設置する工事になります。予定価格は税抜き 7,320 万円、税込金額は 7,905 万 6,000 円となり、2,000 万円以上の工事になりますが、当市では設計金額が 130 万円超 2,000 万円未満を指名競争入札で、2,000 万円以上の工事を制限付き一般競争入札で実施していることから、本件については制限付き一般競争入札を実施しました。入札参加に必要な資格は、市内に本社を有する「管工事」の格付けが A ランクとしました。ここで、工事と業者の等級、ランク付けについて少しご説明します。

まず工事の等級についてですが、工事には、発注する工事の予定価格に応じランクが付けられており、「管工事」の場合、500 万円以上が A 級工事となっています。本件は 2,000 万円以上の工事ですので、A 級工事となります。次に、業者の格付けについてですが、これは業者が建設業の許可を得るとき、国や県から出される総合評定値に基づき、業者をランク分けしたもので、「管工事」については A と B の 2 つのランクがあります。この工事と業者との関係ですが、工事の等級に応じて業者の選定基準を設けており、500 万円以上 1,000 万円未満では A 又は B ランク業者、1,000 万円以上では A ランク業者を対象としており、本件は 2,000 万円以上の A 級工事になりますので、業者のランクは A ランク業者が対象になります。入札参加資格のある業者のうち、この条件に合致する業者は全部で 44 者になります。

入札の結果ですが、入札結果については落札額が 4,800 万円、落札率が 65.57% という結果となりました。落札率の表をご覧ください。本件については、最初に開札された入札で表の 10 番目にある(株)イズミを落札者に決定しており、この入札では 1 抜け方式のため辞退扱いになります。入札の希望者は全部で 10 者でしたが、最終的には先に決定した(株)イズミを含め 6 者が辞退、残り 4 者で競争した結果、最低応札額を提示した(株)セイセツを落札者として決定しました。

《No.2 直江津小学校他 2 校普通教室空調設備設置工事》

鋤柄副課長： 続きまして、No.2 の「直江津小学校他 2 校普通教室空調設備設置工事」に入ります。工事場所は、住吉町他地内、具体的には、直江津小学校、直江津南小学校、直江津中学校の 3 校になります。工期は平成 31 年 2 月 12 日から平成 31 年 7 月 26 日までの 165 日間です。

工事の概要ですが、No.1 と同様、熱源方式が GHP 方式の空調設備を各校合わせて 34 室に設置する工事になります。予定価格は税抜き 8,522 万円、税込金額は 9,203 万 7,600 円となり、2,000 万円以上の工事ですので、制限付き一般競争入札を実施しました。入札参加に必要な資格は、No.1 と同様、市内に本社を有する「管工事」の格付けを A ランクとしました。条件に合致する業者は 44 者になります。こちらの入札結果については、落札額

が 4,950 万円、落札率が 50.08%という結果となりました。落札率の表をご覧ください。入札には 10 者から参加希望がありましたが、辞退が 4 者となり、最終的には 6 者での競争となりました。結果は、最低応札額を提示した㈱イズミを落札者として決定しました。先ほどNo.1 でもご説明しましたが、本件はNo.1 と同じグループで、1 番目の開札でしたので、3 番目に開札されたNo.1 の富岡小学校の工事では、㈱イズミは辞退扱いとなっています。

《No.3 春日新田小学校他 1 校普通教室空調設備設置工事》

鋤柄副課長： 続きまして、No.3 の「春日新田小学校他 1 校普通教室空調設備設置工事」に入ります。工事場所は、大字春日新田他地内、具体的には、春日新田小学校と直江津東中学校の 2 校になります。工期は平成 31 年 2 月 12 日から平成 31 年 7 月 26 日までの 165 日間です。工事の概要ですが、熱源方式が GHP 方式の空調設備を両校合わせて 37 室に設置する工事になります。予定価格は税抜き 8,837 万円、税込価格は 9,543 万 9,600 円となり、2,000 万円以上の工事になりますので、制限付き一般競争入札を実施しました。入札参加に必要な資格は、市内に本社を有する「管工事」の格付けを A ランクとしました。条件に合致する業者は 44 者になります。

こちらの結果については、落札額が 4,900 万円、落札率が 55.45%という結果となりました。下の表をご覧ください。入札には 10 者から参加希望がありましたが、辞退が 4 者となり、最終的には 6 者での競争となりました。結果は、最低応札額を提示した㈱イズミが落札者に決定しました。本件はNo.1、2 とは別のグループになりますので、この入札で落札をしても辞退扱いされることはありません。㈱イズミは、No.2 と合わせて本案件を請け負うことができます。

《No.4 大潟町小学校他 1 校普通教室空調設備設置工事》

鋤柄副課長： 4 件目の案件は「大潟町小学校他 1 校普通教室空調設備設置工事」です。こちらの工事場所は、大潟区土底浜他地内、具体的には大潟町小学校と大潟町中学校の 2 校になります。

工期は平成 31 年 2 月 7 日から平成 31 年 7 月 21 日までの 165 日間です。工事の概要は、熱源方式が GHP 方式の空調設備を両校合わせて 27 室に設置する工事になります。予定価格は税抜き 6,970 万円、税込価格は 7,527 万 6,000 円となり、2,000 万円以上の工事になりますので、制限付き一般競争入札を実施しました。入札参加に必要な資格は、これまでと同様、市内に本社を有する「管工事」の格付けを A ランクとしました。条件に合致する業者は 44 者になります。

入札結果の結果ですが、落札額が 4,530 万円、落札率が 64.99%という

結果となりました。下の表をご覧ください。入札には10者から参加希望がありましたが、辞退が6者であったため、最終的には4者での競争となり、最低応札額を提示した(株)セイセツを落札者として決定しました。本件はNo.3と同じグループの入札になり、本件よりも先に開札したNo.3の(株)イズミは、本件では1抜け方式により辞退扱いとなっています。

ここまで4件の抽出業務の説明をしましたが、No.1からNo.4まではいずれも「落札率が低い」などの理由で抽出いただいています。4件は(株)イズミと(株)セイセツの2者がそれぞれ2件ずつ落札しており、55.45%から65.57%の落札率となっていますが、最低応札者の応札額が予定価格の85%以下の場合、応札額が工事の内容に沿って適正な価格で積算されているかを調査することになっているため、抽出していただいた4件全てに対して、低入札調査を行いました。

低入札調査ではまず、積算内訳書に仕様書にある項目が漏れ落ちなく積算されていることを確認しました。次に低価格となった理由について、機器費及び一般管理費等を可能な限り低減し、低価格とすることができたということを確認しています。次に、工期内の履行についてですが、学校施設であるため施工を行う時間帯に制約があることから、時間外や休日の制限された時間の中でも作業が可能であるということを確認しています。また、その他の1抜け対象工事と合わせて2件の受注となった場合でも履行が可能であるということも確認しています。このような低入札調査の結果を踏まえ、4件共に積算内容に不備はなく適正に施工できるものと判断し、落札者として決定しました。

ここからは推察となりますが、エアコンなどの空調設備に係る工事費については、経費全体のうち設備機器に係る割合が非常に高くなる傾向にあります。業者によると、機器費を可能な限り低廉な価格に抑えることができたとのことで、機器を他者より安く仕入れることができ、更に一般管理費等の諸経費を圧縮した結果、低価格で応札することができたのではないかと考えられます。

また、工種を「管工事」として発注した小中学校等の空調設備関連工事の案件数は7件ありますが、(株)イズミ及び(株)セイセツの2者は、これら全ての工事に参加・応札しており、受注意欲が非常に高かったと言えます。

今本委員長： ありがとうございます。只今の説明について、質問がありましたらお願いします。

大丸委員： 低入札調査についてはよく分かったのですが、(株)イズミと(株)セイセツだけが極端に他者よりも低い金額を出せる理由は何ですか。他の会社もこれぐらいの額は出せるのですか。

鋤柄副課長： (株)イズミと(株)セイセツだけがあまりにも破格ということですが、機械を購入する業者が受注・発注する上では、相手の機械のメーカーさんとの交

渉がある中で、上手くいけば価格が抑えることができるでしょうし、メーカーとの交渉で購入金額が変わってくる訳ですので、両社に関しては仕入先の業者とのやりとりが上手くいったのではないかと考えています。

大丸委員： ㈱イズミや㈱セイセツが採算を度外視して、資金繰りのために安い価格で入札しているのではないかと危惧していますが、その可能性はないのですか。

平野課長： 大丸委員のご指摘について、お答えします。我々は企業の内情にまで入り込んで聞き取ることはできない中では、推測の域を出ないのですが、通常であれば、少なくとも企業を経営している場合は、損をしてまで仕事をするということは考えにくいと思っています。例えば、1年間を通しての累計であれば良いと考えれば、どこかで損をすることもあろうかと思うのですが、その先に利益は見込めるのかを考えると不安な部分はあろうかと思えます。

私どもが考えるのは、やはり今説明したとおりで、機器の部分といわゆる儲けの部分、工事を積算する上で直接工事費の他、現場管理費や一般管理費などが圧縮できると考えています。それらと聞取りをした結果も正にそのとおりであった訳ですから、いわゆる損をしてまで受注していることはないと考えています。

大丸委員： 懸念に思うのは、㈱セイセツに関しては4案件すべてにおいて参加しているのですが、4案件全てで予定価格の65%近傍にあるということです。1件目が65.57%、4件目であれば64.99%と、4案件全てで65%の近傍となっています。予定価格を知っていないと65%近傍を4件立て続けに出せるとは考えにくいのですが、いかがですか。

ちなみに他の業者の場合、㈱井上商会は1番目が106.56%、2番目が100.92%、北陸工業㈱は1番目が107.99%、2番目が108.60%、㈱高菱は1番目が101.37%、2番目が104.44%、3番目が105.01%、4番目が107.75%となっています。普通はこのようにバラつきがでるのが当たり前だと思います。しかし、予定価格を知っていれば、65%を掛けることで全てこの金額がでできます。私は本当に疑問に思います。予定価格はどのような根拠で算出しているのか、もしくは業者が簡単に計算できる仕組みになっているのですか。

西條係長： 今回の空調関連工事については、大丸委員のご指摘も十分理解していますが、市では機器の価格について設計は行っておらず、カタログ等を参考にし、それらの価格をベースに算出しています。機器1個を教室に何台設置するのかというところでの掛け算により、ある程度の予定価格は計算することも可能ですし、1教室当たり幾らの経費がかかるのかという形でも、似たような数字に近づく場合もあり得るものと考えています。

大丸委員： そうであっても、ほかの会社はバラついているのに、㈱セイセツだけが

65%を算出できるということが、普通では考えられないのかなと思います。

足利副委員長： 結局、人件費などで無理はさせていないか、機械は決まっているので有り物を使うということはないと思うのですが、そのような心配はないのですか。

鋤柄副課長： その点については話を聞いており、低価格調査において業者の方でも間違いないとのことで大丈夫だと思っています。(株)イズミや(株)セイセツだけが極端に低い金額との話ですが、確かに委員のおっしゃることも分かるのですが、市としてはそれだけ受注意欲が強い、仕事がしたいという意欲が感じられましたので、特に不審な点は無かったと考えています。

今本委員長： 予定価格はどのように算出しているのですか。

岡副室長： 営繕室副室長の岡と申します。今回の積算全てに関わっていますので、私からお答えします。

学校の規模に応じてその建物に合ったエアコン能力を算出して、その室外機、室内機の台数と冷媒管、それに繋がる GHP のガスの配管等について、モデルの学校を決めて算出しています。また違う規模の数パターンの教室を作り、他の学校については合致する教室でそれを割り返し、それを必要数追加するなどにより、実際の現地に数字をあわせて経費を算出し、設計額を求めています。

今本委員長： 分かりました。そのようなことであれば、元々の機械の金額というのは、いくつかのサンプルのモデルということですか。

岡副室長： メーカー別では3社を参考にしています。元々、上越市内の教室は同じ大きさなので、必要な能力の機械を算出しています。確かに部屋はほぼ同様の機械となるので、教室数掛ける何台かの機種という計算になります。

今本委員長： 台数が増えることで値引きが受けられるということがありますよね。

岡副室長： それについては、考慮していません。

今本委員長： 分かりました。

足利副委員長： 結局、カタログの定価で予定価格を決めているのですか。

岡副室長： 算出においては、定価に対して市として、一定の掛け率を掛けて、使用しています。

今本委員長： 他にありませんか。

全委員： (意見なし)

今本委員長： 無ければ、No.1 からNo.4 についてはこれで終わります。続きまして、No.5 の説明をお願いします。

《No.5 諏訪小学校他2校普通教室空調設備設置工事》

鋤柄副課長： それでは、No.5 の「諏訪小学校他2校普通教室空調設備設置工事」について説明します。工事場所は、大字上真砂他地内、具体的には、諏訪小学

校、上雲寺小学校、雄志中学校の3校になります。工期は平成31年2月14日から平成31年7月28日までの165日間です。工事の概要ですが、これらは熱源方式がEHP方式の空調設備を各校合わせて19室に設置する工事になります。予定価格は税抜き3,798万円、税込価格は4,101万8,400円となり、2,000万円以上の工事になりますので、制限付き一般競争入札を実施しました。入札参加に必要な資格は、市内に本社を有する「電気工事」の格付けをAランクとしました。条件に合致する業者は28者になります。

入札結果については、落札率が100%という結果であり、今回、「今回の空調設備設置工事の中で、唯一、落札率が100%である。」ということで、審議の対象として抽出いただいています。

本件の入札状況ですが、1回目の入札では予定価格に至らず、再入札、再々入札と合計3回の入札を行いました。3回とも予定価格には至りませんでした。当市の財務規則では再入札は2回までと規定しているため、入札を一旦不調としました。財務規則では入札が不調となった場合に随意契約を締結できると規定しており、また、「入札不調又は不落における随意契約の事務取扱要領」において、予定価格と最低入札金額との差が概ね10%以内である場合は随意契約に移行できると定め、更に、適正工事の確保等が困難などの理由により、改めて入札に付することが適当でないとした場合には、20%を超えない範囲で随意契約に移行できると定めています。

今回の学校の空調設備設置工事は、平成31年の7月末までの工事完了を見込んでいるため、要領にあるとおり、必要な工期を確保するためには改めて入札に付することが適当でない認められることから、要領に基づき最低応札者と随意契約に移行することとしました。随意契約への移行決定後、最低入札者の大和電建㈱に対して、随意契約の交渉の余地があるか確認したところ、交渉に応じてもらうことができ、結果として予定価格と同額での見積りの提出を受けましたので、随意契約を締結しました。

随意交渉においては、もちろん予定価格は伝えませんし、双方の協議の上、相手方から提出される見積額により決まるものですので、結果として、落札率が100%となったものです。本件に関しては、No.1から4までの「管工事」とは異なり、予定価格には至らず落札率が高止まりしていますが、これは今回EHP方式を取った「電気工事」全般に言えることで、推測とはなりません。今回の小中学校の空調設備設置工事が、全国的な動きである中、EHP方式のエアコンの需要が増え、機器の調達に厳しい状況にあり、機器の部分で費用を抑えることが困難であったのではないかと考えています。また、空調工事はEHP方式であっても管工事を伴うため、電気業者にできない部分は下請けに出す場合も多く、それに係る費用を含めると、

経費を抑えることが難しかったのではないかと推測しています。

今本委員長： ありがとうございます。それでは、只今の説明について、何かありましたらお願いします。

大丸委員： 第2回目の提示額から最終的な価格まで、10.64%も下がっていますが、どのようにして、ここまで下げられたのですか。

西條係長： 今ほどのご質問ですが、交渉の方法については案件毎の内容にもよって、異なってくるものと思っています。交渉の際には、可能であれば相手方が積算した資料を見せていただいたり、または、口頭で積算の内容を伝えていただいたりする中で、例えばどの程度の割合、例えば機器の価格であればどの程度の割合、例えば一般経費・管理費であればどの程度、というお話しの中で、どれくらいまで落とすことができますか、というような協議を行っています。

大丸委員： 私が心配しているのは、価格を下げたことで品質が低下しないか、又はワンランク下げた機器に代わってしまうのではないかとこのことを懸念しています。

西條係長： 機器については標準的な仕様も示した上で工事を発注していますので、大丸委員のご懸念はないものと考えています。その中で、企業努力の中で圧縮いただける範囲で提示価格の減額をお願いしたものです。

今本委員長： もう一度確認させてください。仕様書発注なので、エアコンの種類や性能は決まってないのですよね。

岡副室長： 仕様書の後段に参考数量を付けており、能力や配管の係数等に関しては容量、大きさを決めて入札してもらっています。

西條係長： 仕様書の中では、あくまで空調機器の性能、何キロワット、電力がどの程度という形で載せていますので、それに合致する機器であれば納品していただいて構わない、という趣旨です。

今本委員長： メーカーは問わないということですか。

西條係長： メーカーの指定は行っていません。

今本委員長： 恐らく、大丸委員はそこを心配されているのですよね。うちの大学でもあるのですが、とあるメーカーのエアコンはすごく効きが悪いのですよ。そういうところもあるのかな、という懸念されることは良く分かりました。

西條係長： ご懸念は理解できますが、仕様書の中ではメーカーまでは指定していません。

今本委員長： 役所の仕事でメーカーを指定する訳にはいかないのですよね。

西條係長： 繰り返しになりますが、仕様書の中で、規格を満たしている機器をお願いしています。

今本委員長： もう1つ確認したいのですが、GHPとEHPは都市ガスが通っているかどうかで決めているということですか。

鋤柄副課長： 委員長のおっしゃるとおり、都市ガス供給区域とそうでない区域で分け

ていますので、EHP として発注している場合、都市ガスが供給されていない区域となっています。

今本委員長： 少し気になったのは、上越市の場合はガスも自前でされているのでそれを使うというのは分かるのですが、うちの大学の話なのですが、当初コストが安いというので GHP を入れたのですが、結局は割と故障が多いということで最近では全部電気に変えているのですが、その辺はどう考えていますか。今回の件とは少し関係はないのですが。

岡副室長： 都市ガス供給エリアの学校については、元々暖房ボイラー用のガスの引き込みがあるため GHP となったということです。EHP はキュービクルの受電能力が不足して余計にお金がかかる場合があり、GHP の場合はもともとあるガス管の能力でエンジンを回すということで、本市としてはそのような選択をしました。

笹川部長： 予算の査定の中では、むしろランニングコストに注視して計算させて比較検討した結果や将来的な方針なども含めて決定しました。もう一つ、プロパンガスによる GHP という方法もあるのですが、様々な方向からイニシャルコスト、ランニングコストを考慮して今回の形になっています。

今本委員長： 分かりました。ありがとうございました。無ければ、空調設備関係の案件については、以上で終わりとします。足利副委員長、何かありますか。

足利副委員長： 結構です。

今本委員長： 続きまして、6 番目の案件「鵜の浜消防部消防器具置場解体工事」について事務局から説明をお願いします。

《No.6 鵜の浜消防部消防器具置場解体工事》

鋤柄副課長： それでは 6 件目の案件「鵜の浜消防部消防器具置場解体工事」について説明します。工事場所は、大潟区九戸浜地内で（仮称）上越市体操アリーナの敷地内になります。工期は平成 30 年 12 月 20 日から平成 31 年 3 月 15 日までの 86 日間です。

工事の概要ですが、木造 1 階建の消防器具置場と小屋 1 棟の解体工事、敷地内の整備に伴い消防器具置場を移設するため、当該建物を解体撤去する工事となります。予定価格は税抜き 319 万 2,000 円、税込価格は 344 万 7,360 円となり、2,000 万円未満の工事になりますので、指名競争入札を実施しました。

入札参加に必要な資格は、「解体工事」又は「とび・土工・コンクリート工事」の資格を有し、かつ、解体工事を希望する業者としています。その上で、要件に合致する業者から、解体工事の規模を考慮し、地理的要件により 12 者を選定しました。入札結果については、落札率が 62.66%という結果となりました。入札では指名業者 12 者のうち 2 者が辞退、1 者が工事費内訳書不備のため無効となり、残り 9 者で競争した結果、最低応札額を

提示した㈱マキタ創建を落札者として決定しました。「今回の市発注案件の中で、唯一の解体工事であるが、落札率が低いのは企業努力によるものか。」という理由で抽出いただいています。

本件については、落札率が85%を下回ったため、㈱マキタ創建に対して、担当課職員同席の下、低入札価格調査を行っています。調査では、まず、積算内訳書に仕様書にある項目が漏れ落ちなく積算されていることを確認しています。作業体制ですが、重機や人員が確保できているということも確認しています。工期内の履行についても、当方で示した工期内に施工を完了することができるということでした。低価格の理由としましては、自社の企業努力により、諸経費等を抑えているということでした。この他、調査の中では落札業者は、現地の状況に熟知している社員がいることや、仕事が減る冬期間の工事であったため、落札できるよう可能な限り企業努力を行い、価格を抑えたとの話を伺っています。このような調査を踏まえ、積算内容等に不適切な点はないと判断し、㈱マキタ創建を落札業者として決定しました。

今本委員長： ありがとうございます。それでは、ただ今の案件について何かありましたらお願いします。足利副委員長、何かありますか。

足利副委員長： 確かに企業努力とは思いますが、予定価格の算出に当たっては、㈱熊本商事と(有)渡辺商事から見積りを徴したのですか。

鋤柄副課長： 資料の中の網掛けの業者が参考見積業者となっていますので、足利副委員長のおっしゃるとおり、今回はこの2社から見積りを徴しています。

足利副委員長： 参考見積が高い金額だったから、ということもあるとは思いますが、仕事もないという理由で入札されたということですが、人件費などは大丈夫なのかとも思います。いかがですか。

西條係長： 今回の案件については私も調査に同席しました。足利副委員長のご懸念についても説明しましたが、そこはきちんと対応する中で、削減についてはあくまでも企業努力であると伺っています。

今本委員長： 確認させてください。この2者はどのような基準で選ばれたのですか。

西條係長： こちらの業者については、市内部向けの解体工事に関する業者名簿を用意しています。当市では複数者から参考見積を徴収した上で、予定価格を決めることとしており、この場合、なるべく工事場所から近い業者を選定するように周知を図っていますので、工事場所から近い業者を選んだ結果、この2者だったということになります。

今本委員長： 1つ気になったのは、(有)渡辺商事の工事費内訳書が不備だったということで無効だったということですが、きちんと工事費内訳書が作成できない業者に見積りを求めるのはいかがなものでしょうか。

西條係長： 冒頭、課長からも説明しましたとおり、当市では工事案件については可能な限り電子入札としています。

入札額を提示いただくことと合わせて、工事については工事費の内訳を明示した工事費内訳書を資料として添付するようにお願いしており、今回の場合は、市で指定した工事費内訳書ではなく別の資料を誤って送付いただいたために、提示いただいた入札額と提出していただいた資料の合計額とが合いませんでした。

このような場合、当市のルールでは「失格」としてはいますが、入札時における業者側の人為的な操作誤りによるものだと考えていただければと思います。

今本委員長： 当初の見積りの時は、きちんと見積りが出来ていたということですか。

西條係長： 委員長のおっしゃるとおりです。

今本委員長： 他に、何かありますか。

全委員： (意見なし)

今本委員長： 無いようでしたら、次の案件に移ります。7件目の案件です。「やちほ保育園保育室改修工事」について、事務局より説明をお願いします。

《No.7 やちほ保育園保育室改修工事》

鋤柄副課長： 7件目の案件は、「やちほ保育園保育室改修工事」です。工事場所は、上荒浜地内のやちほ保育園になります。工期は平成31年3月5日から平成31年3月20日までの16日間です。工事の概要ですが、主に保育室内の壁の新設や床の改修といった建築工事の他、衛生器具設備であるトイレや給水給湯設備などの機械設備の工事となります。予定価格は税抜き443万円、税込価格は478万4,400円となり、2,000万円未満の工事ですので、指名競争入札を実施しました。指名業者数は12者になりますが、先ほどの案件で「管工事」についてご説明しましたが、ここで「建築工事」の工事と業者の等級、格付け（ランク）について説明します。「建築工事」の工事等級はAからDの4ランクに分かれており、130万円超300万円未満はD等級、300万円以上600万円未満はC等級、600万円以上2,200万円未満はB等級、2,200万円以上はA等級としています。本件は税込で478万4,400円の工事ですので、C級の工事になります。業者のランクですが、「管工事」同様に、それぞれの等級に応じて選定対象となる業者のランクを定めており、C等級の場合、B、Cランクの業者が対象となります。本件については、対象となるB、C業者に市内本社等の要件を付して選定した結果、資料の下に記載している元施工業者を含むB、Cランク業者12者を選定しました。入札結果については、落札額が320万円、落札率が72.23%という結果となりました。入札では指名業者12者のうち3者が辞退となり、残り9者で競争した結果、最低応札額を提示した中田建設(株)を落札者として決定しました。

今回、「落札率が低い。」という理由で抽出いただいています。本件につ

いても、先程の案件と同様、担当の職員同席の下、低入札調査を行いました。調査では、まず積算内訳書に仕様書にある項目が漏れ落ちなく記載されていることを確認しました。続いて、施工体制について、重機や人員が確保できるということであり、工期については、工期内に施工を完了することができるということでした。調査においては、提出された工事費内訳書の内容を確認していますが、他者と比較して直接工事費、特に建築工事のうち、「壁・床」に係る費用が抑えられており、元施工業者であることから現場状況や使われている材料を良く熟知していることにより、低廉な価格で入札できたものと推察しています。以上のことから、積算内容等に不適切な点はないと判断し、中田建設㈱を落札者として決定しました。

今本委員長： ありがとうございます。只今の説明について、何かあったらお願いします。足利副委員長からは、落札率が低いということで抽出していただいています。何かありますか。

足利副委員長： 特にありません。

今本委員長： 床や壁の材質はある程度値引きができるということはあるのですか。

鋤柄副課長： 中田建設㈱は元施工業者ということもあり、現地の状況や使っている資材を良く承知されているということです。そのため、資材もある程度、価格を抑えた形で、安く調達できる見込みがあったということです。

今本委員長： 分かりました。他にありますか。

全委員： (意見なし)

今本委員長： 他に無ければ7番目の案件については、これで終わりたいと思います。続きまして、8番目の案件である「上越地域医療センター病院地歴調査業務委託」について、事務局より説明をお願いします。

《No.8 上越地域医療センター病院地歴調査業務委託》

西條係長： 8番目の案件について、ご説明します。本業務については、土壤汚染防止法に基づき、調査対象地において土地利用履歴調査を実施することで、土壤汚染の恐れを把握し、試料採取等を行う区画の選定を行うことを目的とした業務です。

調査対象地については、南高田町地内の「上越地域医療センター病院」の敷地であり、面積としては36,879 m²程度です。業務の内容は資料記載のとおりですが、①土壤汚染に係る土地利用履歴資料の収集、②現地確認及び聴き取りによる行う区画の選定、③試料採取等対象物質の種類の特定、④土壤汚染のおそれの区分の分類、⑤試料採取等を行う区画の選定、⑥報告書の作成となっています。

今回の指名業者の選定条件についても資料記載のとおりですが、参考見積を依頼した業者の他、土壤汚染対策法に基づく指定調査機関であるうち、市内に本社がある業者、若しくは市内に営業所がある業者の中から、建設

コンサルタントにおける環境調査のうち土壌調査ができる業者、若しくは当市の物品の名簿にあるうち、役務の中の環境調査・土壌調査に関する実績等を加味して選定しています。

当該業務については、公的な設計図書を作成していないことから、市で設計は行わず、内容に精通している業者の参考見積に基づき、予定価格を定めています。合わせて、最低制限価格も設定していません。新病院の建設場所について、報道でどの場所にするかという議論があったことは、委員の皆様もご承知のことと思います。最終的には、昨年8月に策定しました「上越地域医療センター病院基本構想」において、新病院の建設地については、『「現在地」で改築する』こととしています。合わせて、基本構想の改築スケジュールにおいて平成30年度に当該業務を行うということを明記しています。

当該敷地については、今後、土壌汚染対策法第4条に規定されている土地の利用状況等の変更の届け出を行う予定としていますことから、同法第14条に規定に基づき、新たな病院の建設を行う前に地歴調査を行うこととしたものです。今回の業務の発注にあたっては地域医療推進室が担当ですが、県内他市の発注状況や仕様書等を参考にしながら仕様書を作成したと聞いています。予定価格の算定にあたっては、通常2者以上から見積りを徴する形にしていますが、予定価格の算定に万全を期すという担当の判断から資料記載のとおり、4者から参考見積を徴した上で、設定しました。

今回、足利副委員長からは「落札率が33.97%と低すぎるが、大丈夫か。」ということで、案件を抽出いただいています。当該業務については、先ほども少し触れましたが、当市では土壌汚染対策法に基づく地歴調査という業務についてはあまり発注事例がありません。

今回、資料に記載のとおり、予定価格の85%を下回ったことから、低入札調査を行いました。業者からの聞き取り調査の中では、一つ目として、一般的に出回っている当該業務に関する歩掛がありますが、当該地歴調査を行う面積について、実測の状況や現地を見た結果、標準的な歩掛よりも少ない人数で調査が可能ではないかと判断したということで、調査に係る人件費を大幅に圧縮できたということでした。二つ目としては、調査に関する諸経費について、こちらも標準的なものがありますが、企業努力により可能な限り低減したということでした。補足となりますが、諸経費等の低減については当該会社での適正な積算を行っており、きちんと利益を確保できる内容であって、人件費等を不当に削減するものではないということも合わせて、確認しています。

また、2者が辞退した一方で、次順位の入札業者にあつては、72万6,840円で入札しています。仮に、この入札価格で落札となっていた場合、落札率が48.14%となっていたことから、低入札調査の際に、聞き取りを行っ

た低廉な入札額について、経費の圧縮などの企業努力であるとの落札者の説明には、一定の根拠があるものと考えています。

ここからは推察となりますが、今回、万全を期して4者から参考見積を徴したものの、いずれの業者にあっても標準的な歩掛りや積算基準に基づく見積価格のみであり、それらの見積価格に基づき設定した予定価格と、歩掛りの計算方法や諸経費等の圧縮による業者の企業努力によって低く抑えられた入札価格から落札率を算出すると結果として、33.97%という非常に低い落札率となったのではないかと推察しています。

竹内委員： 見積りについて、参考見積として出すときと入札の時では数字が変わってくるものなのですか。

西條係長： 言い方は悪いのですが、参考見積の時は、ある程度標準的な額を出しておいて、実際の入札の時には勝負する価格に変えられるということは往々にしてあります。

笹川部長： 予算要求の際に見積りを徴して、我々が査定を行い、通ればそのまま予算額になります。そこがスタートになり、その後に入札に入っていくという形になります。

今本委員長： 他にありませんか。足利副委員長は、落札率が低すぎるということでしたが、いかがですか。

足利副委員長： この業務自体見たことがないもので業務内容も分からなかったのですが、こうして何うと、結果的には安くなるのだな、と理解しました。

業務が早く終わるといえるのは良いことだと思いますが、工期というのはどのように設けているのですか。

中島主任： 工期については、歩掛などで標準的な工期がありますので、そちらを基に、参考見積を徴する際に業者に聞き取りを行った上で、適正な工期を設定しています。

足利副委員長： 参考見積の段階で、この日数が必要と考えた訳ですよ。しかし実際は半月で終わってしまったということですか。

西條係長： 工期については、30年12月から翌年3月までの92日間を設定しています。その工期内で、調査にかかる人数や時間について、業者として標準的なものよりも、人数をかけなくても大丈夫だろうという判断だったものです。

従いまして、実際の工期を短縮するのではなく、あくまでも92日間の工期での業務量自体が減るとの見込みから低廉な価格でも業務を請け負うことができるという判断であったと聞いています。

今本委員長： こういう業務というのは、値段が決まっているようで決まっていない部分もあるのですか。

西條係長： 建設コンサルタント業務については、全国的な歩掛、技師Aであればいくら、という設定された単価はありますが、基本的には人件費が基になる

ので、効率的に業務を行うことができるのか、間接経費を圧縮できるのかという考えになります。値段はあってないようなもの、と言ってしまえばそれまでなのですが、機器をメーカーから仕入れて利潤を載せて見積るという業務ではないものですから、各社の判断による部分が大きいのかと思います。

今本委員長： 151万円が実際には51万円となったときに、品質が落ちていないか、調査の時に手抜きをしていないかといったことが気になります。

中島主任： 提出された成果物をチェックしましたが、仕様書にある「土壌汚染対策法に基づく調査及び措置に関するガイドライン」に基づく内容で、きちんと作成されていましたので、決して成果物が悪かった、又は、レベルが低かったということはありませんでした。

今本委員長： そうでない困りますよね。他に、何かありませんか。

全委員： (意見なし)

今本委員長： 無ければ8番目の案件を終わりたいと思います。続きまして、9番目の案件である住宅用火災報知器です。

《No.9 住宅用火災報知器（南新町住宅E棟ほか9棟）物品購入》

歌川係長： 当該案件については、物品の購入です。納入場所は、合併前上越市の南新町住宅、南城住宅及び三和区の神明町住宅であり、納入期限は平成31年1月31日までの71日間です。

物品の概要としては、住宅用火災報知器150個を購入するものであり、日本消防検定協会の検定品としています。契約の方法は、指名競争入札で、入札日は平成30年11月22日です。

業者の選定理由としては、物品の入札参加資格者名簿で、消防機器類を希望している業者の中から、市内に本社のある全業者を指名しています。予定価格は113万4千円であり、参考見積を基に設定しています。

今回、参考見積は2者から徴取しています。参考見積は1者のみだと、その見積額が適正価格なのかどうかの判断が難しいので、この案件についても2者から見積りを徴した上で安いほうの価格を予定価格としています。

今回、抽出いただいた理由が、「落札率が54.29%と安価だが、大丈夫か。」ということですが、入札の結果においては14者指名した中で、応札した業者2者のうち、落札した業者が高坂防災(株)で、57万円となっています。

落札率が低かった要因ですが、一般的に物品については、受注者がメーカー等から物品を調達して市に納品するケースが多いと考えられますので、参考見積の時点において、物品メーカーが提示する参考見積の価格が高いと結果として我々に示される参考見積も高めになる傾向にあると推測しています。

一方、実際の入札の時点になると、メーカーとしても自社製品を出荷したいとの思いや在庫の状況などから、大幅に価格を下げてくる場合もあると考えています。

今回の事案についても、受注者とメーカーとの間で価格交渉の結果、参考見積額から大幅な値引きがあったものと推測しています。

なお、入居者との連絡調整がつかず、設置困難な住戸分 9 個を減らす変更が生じましたが、納入物品については担当課で検査を行い、問題なく全ての納品を確認しています。

今本委員長： ありがとうございます。只今の説明に関して、質問はありますか。

上原委員： 150 個の火災報知器ということで、各社で値段がだいぶ違うなと思っていたのですが、在庫があるから安く出したいということで納得しました。

ただ、辞退が多い気がするのですが、こういうケースは往々にしてあるものですか。

歌川係長： 辞退される業者からは辞退届を提出いただいています。その内容を見ると、諸般の事情や都合により、と書かれています。

今回、参考見積を徴していた業者が辞退していますので、理由について聞き取りしたところ、合併前上越市や各区に幅広く納品しなくてはならないということもあり、人員の確保が困難であったということです。納期も限られていたことから多くの業者が辞退したものと考えています。

宮崎委員： 私も辞退が多いのは気になりました。また、入札 2 者でかなりの値段の開きがありますが、素人考えですが、検定品ということでそんなに値段の違いは出ないのではないかとも思いますが、その辺はどうですか。

歌川係長： 今回は日本消防検定協会の検定品ということで限定しています。価格の開きについては、やはり推測ではあるのですが、大幅な値引きがあったと考えています。

今本委員長： 火災報知器 150 個のみということで、設置は行わなくても良かったのですか。

歌川係長： 仕様書には、既存品の取り外し処分や新規取付も含んでいます。

今本委員長： やはり設置場所が多方面となることでやりにくいということがあるんでしょうね。他にありますか。

全委員： (意見なし)

今本委員長： 無ければ、次に行きたいと思います。最後の案件、10 番目の案件をお願いします。

《No.10 柿崎川浄水場 NO.1 前次亜塩素流量計物品購入》

池田主任： それでは柿崎川浄水場 NO.1 前次亜塩素流量計の内容について、ご説明します。

まず概要です。柿崎川浄水場は、平成 15 年に当時の上越地域水道用水供

給企業団が建設した当市の主要浄水場の1つです。

浄水場では、消毒のため塩素等を水道水に注入し、ダム等からの取水量に応じて塩素等の注入量を決めています。本流量計は決められた量の塩素が注入されているか確認するための機器です。今回は、柿崎川浄水場に設置している流量計のうち、1台が故障したため、新たに購入することとしたものです。

次に契約方法ですが、指名競争入札としています。当該品は仕様書による発注であり、予定価格は既存流量計設置業者、メーカー代理店等、複数の業者から徴した参考見積を基に設定しています。

指名業者の選定理由として、物品入札参加資格者名簿の「水道計測機器」に登録があり、当該品の納入が可能な市内本社業者5者並びに準市内業者のうち参考見積を徴収した当該機器設置業者1者及びメーカー代理店1者の計2者を加えた7者を選定し、指名しています。

本件については、足利副委員長から「落札率が61.55%と低い。」とのご指摘です。落札率が低くなったことについて、落札業者に聞き取りしたところ、メーカーとの価格交渉の中で最大限の値引きを引き出すことができ、また、落札者が自社の経費を無理のない範囲で削減した結果、安価で入札することができたとのことでした。以上の理由により、落札率が61.55%と低くなったものと考えています。

なお、納品された流量計は当局が求めた仕様を満たすものであり、納期についても契約納期よりも約1か月短縮して納品されており、検査結果も良好でした。

今本委員長： ありがとうございます。只今の説明に関して、委員からご意見ご質問がありましたらお願いします。

足利副委員長からは、落札率が低いということで抽出いただきましたが、何かありますか。

足利副委員長： 仕入れの際に、お付き合いもあると思いますから、安く仕入れられたのかなと思っておりました。

今本委員長： 見積りは近くの業者から取ったところに、別の業者ががんばったという理解で良いですか。

池田主任： 参考見積については3者をお願いしているのですが、市内の業者の他に、準市内業者、市内に営業所のある業者なのですが、もともと機械を設置していた業者とメーカーの代理店の業者の3者をお願いしています。

今本委員長： 準市内業者であっても、今回の指名対象、資格者であるということですね。他に何かありますか。

全委員： (意見なし)

今本委員長： 無ければ、以上で審議を終わりたいと思います。事務局から何かありますか。

- 平野課長： 2点お願いします。只今審議いただきましたが、従来は委員の方から50音順で抽出をお願いしておりました。今回は初めての会議ということで、我々の方から、これまで副委員長を務めていただいて、なおかつ50音順でも1番目の足利様をお願いしたわけですが、2回目以降は50音順で抽出をお願いしたいと思いますのですが、いかがですか。
- 竹内委員： 11月から3月は多忙なので、そこを避けていただけると助かります。
- 平野課長： 会議は4月、8月、12月を予定しています。この順番どおりであれば、竹内委員の順番は来年の8月になるかと思えます。
- 竹内委員： それであれば、大丈夫です。
- 平野課長： それでは50音順ということで、次回は今本委員長をお願いします。
2点目ですが、会議録の確認の方法です。要綱等には確認の方法は明記されておりませんが、これまで、委員長からの確認を受けまして公表しています。今後も同様に行いたいと思うのですが、いかがですか。
- 竹内委員： 会議録には業者名等も出るのですか。
- 平野課長： 今日の会議資料も公開しますし、会議の内容も要約した形で公表しています。
- 竹内委員： 資料の取り扱いを心配していました。
- 平野課長： 資料については公開資料ですので、大丈夫です。
それでは、会議録の確認については、これまでどおり委員長をお願いします。
- 今本委員長： 他にありますか。
- 平野課長： 次回の会議の予定ですが、現時点では8月頃を予定しています。詳しい日程については、委員の皆様と調整し、早めにご連絡したいと思います。
- 今本委員長： 長時間に渡り、大変ありがとうございました。本年度の第1回入札監視委員会を終わりたいと思います。